

第1節 介護保険サービスの見込み

第5章 福祉サービスの見込み

第1節 介護保険サービスの見込み

1 サービス見込みの考え方

(1) サービス見込みの考え方及び令和22（2040）年度を含む中長期的な推計

国が示す第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針では、今後、令和22（2040）年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加することが見込まれ、介護保険サービスの需要が一層高まることが示されています。これを踏まえ、訪問介護、通所介護、短期入所、福祉用具、住宅改修、地域密着型サービス、介護保険施設サービス等の種類ごとに、令和22（2040）年度を含む中長期的な推計を行い、サービス基盤の整備を進めることが求められています。また、令和22（2040）年度を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に向け、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保、医療・介護連携、高齢者向け住まい、人材確保、生産性向上・経営改善支援等の取組を計画的に進めることが必要とされています。

一方、狛江市第1次地域共生社会推進基本計画では、高齢者人口及び高齢化率のピークを令和32（2050）年と推計しており、地域特性として在宅生活者が継続的に増加し、訪問系サービスや通所系サービスといった在宅サービスの需要は国の想定より長期にわたり増加することが見込まれます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援体制の整備が不可欠であり、地域支援事業の充実も求められます。

地域密着型サービスについては、国の指針において示された広域利用について、都道府県及び隣接自治体との連携や広域利用に関する事前同意等の調整を行うことも見込んだサービス活用推進も必要となります。

以上を踏まえ、令和22（2040）年度を含む中長期的な推計及び第10期狛江市介護保険事業計画におけるサービス量の見込みについては、介護人材の確保やサービスの質の確保・向上、ケアマネジメントの適正化（シャドーワークの解消を含む）等、地域の特性を踏まえた計画的なサービスの見込み量とし、併せて必要な基盤の整備を進めることで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制を構築することを目指します。

サービス見込みの考え方

本計画では、次の考え方により、介護給付・予防給付の見込み及び地域支援事業のサービス量の見込みを行いました。